学校生活における(生徒心得)について

北九州市立門司総合特別支援学校 知的障害教育部門 中学部

1. はじめに

中学部における学校生活を通して、自立と社会参加のために必要な力を生徒自らが主体的に身に付けることができるようにするために、以下の生徒心得を定める。

- (1) 門司総合特別支援学校の生徒としての自覚をもち、責任ある行動をとる。
- (2) 自己の適性や将来の進路を考え、常に課題と目標をもって学校生活を送る。
- (3) 自己の障害や健康状態を正しく理解し、健康や行動の自己管理が適切にできるようにする。
- (4) 楽しく有意義な学校生活を送ることができるよう、日頃の学習活動だけでなく、児童生徒会活動や学校行事、体験学習などに進んで参加する。

2. 学習に関する心得

- (1) 学習に集中し、自主的、積極的に活動する。
- (2) 学習グループ内でお互いに助け合い、協力し合う。
- (3) 授業の始まる前に席に着き、学習の準備をする。
- (4) 学習は学校だけではなく、家庭での学習にも力を入れる。

3. 登下校に関する心得

- (1) 通学時には標準服を着用すること。長期休業中の登下校も同様である。標準服以外の服装で登校する場合は、事前に学級担任と相談すること。
- (2) 保護者による送迎の場合の注意事項
 - ① 登校時間(8:30~8:40)を守り、遅刻や早すぎる登校はしないようにする。 ※ 公共交通機関の運行時刻により、不都合が生じる場合は、学級担任と相談をする。
 - ② 登校後教室まで引率し、学級担任に引き継ぐことを原則とする。家庭の都合で登校時間が8:50以降になる場合は、保護者が着替えと活動場所までの引率を行う。

4. 欠席・遅刻・早退・忌引き等に関する心得

- (1) 欠席・遅刻・早退の場合は、保護者が学校へ電話等で連絡をする。忌引きの場合も同様である。 (当日の朝 8:00~8:30の間に連絡をする。)
- (2) 忌引きの日数

父母 7日 兄弟姉妹・祖父母 3日 おじおば・おいめい 1日

5. 生活等(風紀)に関する心得

- (1) 将来、社会人として必要なマナーを身に付けるため、正しいあいさつや言葉遣い、礼儀作法などを学び、適切な人間関係を築くことができるようにする。
- (2) 常に人を大切に思いやりの心をもって行動し、人をいじめたり粗暴な言動や行動をしたりしないようにする。
- (3) 時間を守り、規則正しい生活を送る。
- (4) 登校後は、下校時まで学校外に出てはならない。
- (5) 自己の持ち物を大切に扱い、常に整理整頓を心掛ける。
- (6) 校舎、校具等は大切に扱い、清潔で明るい環境を保つ。

6. 服装・身だしなみに関する心得

- (1) 服装や頭髪等、身だしなみは人柄を表すものであり、常に清潔を心掛け、整えておく。
- (2) 服装については、標準服の着用を基本とする。標準服以外の服装をする場合は、事前に学級担任と相談すること。
 - 冬服として

男子 男子用標準服、長袖カッターシャツ

女子 女子用標準服、長袖ブラウス

○ 夏服として

男子 半袖のカッターシャツ又はポロシャツ(白)、夏用標準服スラックス

女子 半袖のブラウス又はポロシャツ (白)、夏用標準服スカート

- ① 標準服について特に指定はないが、本校高等部で指定している制服や居住地の中学校で使用している標準服を参考にする。
- ② カッターシャツやブラウスの下着は白とし、ロゴ等はワンポイントまでとする。
- ③ 女子のスカートの長さは、床に膝をつき両手を水平に伸ばした状態で、裾が床につく程度 を基本とする。なお、スカートの下にはスパッツを着用すること。
- ④ 冬季の防寒着についても華美にならないよう注意する。詳細は別途連絡する。
- (3) 体操服、上靴等、その他の服装について
 - ① 体操服は、学校指定の体操服を着用する。
 - ② 通学靴、運動靴、上靴、かばん、靴下について、学校指定はないが、華美にならないこと。
- (4) 身だしなみについて
 - ① 頭髪等は常に清潔にし、中学生らしさを心掛けること。女子の頭髪については、肩の線を 越えた場合は結ぶこと
 - ② ネックレス、ピアスなどの装身具やの使用、派手なヘアピンやリボンの使用は禁止する。

7. 携行品に関する心得

- (1) 生徒証明書は、常に携帯するとともに、所持品には、全て氏名を明記する。
- (2) 学校生活に必要のない物は持ってこない。
- (3) 携帯電話は学校の教育活動に直接必要のないものであることから、携帯電話の学校への持ち込みは禁止とする。

8. 校外での生活に関する心得

- (1) 行き先、用件、一緒に行く人、帰宅予定時間を保護者にはっきり伝え、許可を得て外出する。
- (2) ゲームセンターやカラオケ店等の利用は、保護者や責任をとることのできる大人と一緒に行く こと。生徒だけでの利用は絶対しないこと。
- (3) 18歳未満入場禁止の施設(パチンコ店等)には絶対に立ち入らないこと。
- (4) 保護者同伴以外の夜間外出はしないこと。
- (5) 友人宅への外泊は認めない。
- (6) 携帯電話やパソコン等で、青少年に有害なサイトには絶対にアクセスしないこと。

以上の生徒心得を尊守し、本校生徒として望ましい学校生活を送ること。